



長野県報

12月16日(木)
平成22年
(2010年)
第2226号

目 次

条 例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
資金積立基金条例の一部を改正する条例（農村振興課）	3
高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	4

規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	4
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	5

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	5
平成22年12月10日長野県議会定例会において認定された平成21年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）	6
平成22年12月10日成立した平成22年度補正予算の要領（財政課）	13
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	14
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の指定辞退の届出（地域福祉課）	15
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正（農地整備課）	16
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	23
公共測量の終了（建設政策課）	23
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	23

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	24
一般競争入札（税務課）	24
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	25
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	25
林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課）	25
市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可（都市計画課）	26
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	26
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	27
一般競争入札（生活排水課）	28
一般競争入札（河川課）	29
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施（生活安全企画課）	29
特定調達契約に係る落札者の決定（通信指令課）	30
特定調達契約に係る落札者の決定（ものづくり振興課）	30

正 誤

正誤（森林づくり推進課）	31
--------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 国の制度改正に合わせ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合について、給与と派遣先の勤務に対する報酬との合計額を在外公館に勤務する外務公務員の給与額を超えない範囲とするため、支給割合（現行70/100～100/100）を70/100未満にも設定できることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 国の制度改正に合わせ、職員が、あらかじめ申し出た計画に基づき再度の育児休業等をする場合について、夫婦が交互に育児休業等をするか否かにかかわらず育児休業等をすることができるよう要件を緩和するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 中山間地域等直接支払制度の見直しにより、平成22年度以降の国の交付金について、資金積立方式から単年度ごとの所要額交付方式に改められたことに伴い、長野県中山間地域農業支援直接支払基金を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成23年3月31日までの間において規則で定める日から施行します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 長野県犀岐高等学校を地域キャンパス化し、長野県篠ノ井高等学校犀岐校として長野市に設置するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正により、店舗型性風俗特殊営業として規制対象とされたいわゆる「出会い系喫茶営業」について、長野市及び松本市の一部地域を除く県下全域を営業禁止地域として定めることとしました。
- 2 この条例は、平成23年1月1日から施行します。

長野県条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇

等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び次条」を削り、「その」を「人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その」に、「100分の70を支給」を「100分の100以内を支給」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第8条の見出し中「の種類」を削り、同条中「その」を「その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年6月30日までの間に、この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定により新たに派遣され、又は新条例第3条第1項の規定により派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下「新支給割合」という。）が、これらの日においてこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下「旧支給割合」という。）に達しないときは、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、旧支給割合から新支給割合を減じて得た割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えて得た割合を、当該職員に係る同項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年12月31日まで 100分の100
- (2) 平成24年1月1日から同年12月31日まで 100分の70
- (3) 平成25年1月1日から同年12月31日まで 100分の40

人 事 課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第33号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改める。

第3条の見出しを「（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第4号中「終了後、」の次に「3月以上の期間を経過したこと（）を加え、「の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会が定める方法により養育したこと（当該職員）を削り、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第7条第5号中「終了後、」の次に「3月以上の期間を経過したこと（）を加え、「の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会が定める方法により養育したこと（当該職員）を削り、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第20条第1項中「部分休業」の次に「（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第7条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第7条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

人 事 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第34号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県中山間地域農業支援直接支払基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

農村振興課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第35号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県中条高等学校の項を削り、同表中

「長野県篠ノ井高等学校」を

「長野県篠ノ井高等学校
長野県篠ノ井高等学校犀峠校」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高校教育課

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「同項第5号の」の次に「営業並びに政令第5条に規定する」を加える。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

生活安全企画課



外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべ

てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（次項において「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下この項において「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。第4項において「外務公務員給与法」という。）第6条第4項の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同条第2項の規定により支給されることとなる在勤基本手当、同条第3項の規定により支給されることとなる住居手当及び同条第4項の規定により支給されることとなる配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内の割合を乗じて得た額とする。

第3条第5項中「に規定する」を「の規定による給与の額の計算の基礎となる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の外務公務員の給与法に基づき支給される」を「第1項の外務公務員給与法第6条第3項の規定により支給されることとなる」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、当該支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じて得た額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えないよう定めなければならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般の派遣職員が、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第8条第1項の規定により標準号俸数（一般職の職員の給与に関する条例第8条第2項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第2項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する人事委員会が定める基準において標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）第11条の規定により勤務成績が中位である職員について任命権者が定める成績率が適用される職員であるものとすること。

(2) 一般の派遣職員に、一般職の職員の給与に関する条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定があるものとすること。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合には、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

附 則